

市川市における自治会への加入促進に関する協定書

市川市自治会連合協議会（以下「甲」という。）及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部（以下「乙」という。）と市川市（以下「丙」という。）は、相互の協力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙丙が連携のもと、安全で安心な住みよい地域社会を形成するため、甲に加入している自治会・町会（以下「自治会」という。）への加入促進に関して、相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙は、甲及び丙が作成した自治会への加入促進用チラシ等を、市川市内に所在する加盟店に設置し、アパート等の管理・仲介の契約時に新規契約者に配布するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれかからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間ごとに、更新されるものとする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに申し出を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は内容を変更する必要があるときは、甲乙丙が協議をして定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 3月 19日

甲 市川市八幡一丁目1番1号
(市川市市民部地域振興課内)
市川市自治会連合協議会
会長 滝沢 晶次

乙 市川市南八幡五丁目8番5号 2階
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部
支部長 高崎 正雄

丙 市川市八幡一丁目1番1号
市川市
市長 村越 祐民